



令和8年4月9日
北九州市都市整備局

道路で地域貢献活動を行う企業への支援制度開始 ～企業版北九州市道路サポーター制度～

官民連携により心地よく快適なまちづくりを推進する北九州市「クリーンタウン」プロジェクトの新たな取り組みとして、道路空間の除草・清掃、照明灯の設置・点灯等の地域貢献活動を行う企業の皆様を支援する「**企業版北九州市道路サポーター制度**」を創設しました。

■開始時期 令和8年4月10日（金）～ 受付開始

■受付窓口 北九州市都市整備局道路計画課

■制度概要 ※詳細は別添リーフレット参照

【対象企業】①北九州市に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業
②複数の企業で構成された団体（商店組合や企業体など）

【認定要件】活動回数 : 年3回以上
活動継続年数 : 5年以上
活動規模 : 20㎡以上

【対象道路】北九州市が管理する道路の歩道（歩道が無い道路の路側帯も含む）

【企業の活動内容】

【北九州市の支援】

[必須] 歩道(植樹帯、植樹柵含む)の除草・清掃

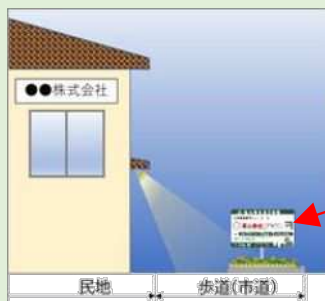
[任意] 植樹帯(柵)への花植え

照明灯の設置・管理(企業所有地内)

照明灯の夜間点灯への協力



▲除草、清掃



▲照明灯の設置・点灯

- ・企業名入りのサインボード設置（ロゴやQRコードを記載）
- ・市ホームページに企業名を掲載
- ・まち美化ボランティア袋の配布
- ・ごみ、刈り草の回収
- ・一人一花割引の対象



▲サインボードイメージ

【問い合わせ先】道路計画課 担当：楠根(課長)、泊(係長) 電話：093-582-3888

企業版道路サポーター制度

会社の周りや通勤経路にこのような道路はありませんか？

雑草で見通しが悪い
通行の妨げになっている



雑草が繁茂

道路照明や防犯灯がなく
安心して通れない



暗い

この制度は、これらの地域課題を
官民が連携して解決するため、
**除草や照明灯点灯などの
地域貢献活動**に取り組む
**『企業』を市が支援する
制度**です

対象企業

- ・北九州市に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業（個人事業主を含む）
- ・複数の企業で構成された団体（商店組合や企業体など）

活動内容

【必須】	除草	清掃	【任意】	花植え	照明灯設置・管理	照明灯夜間点灯
				歩道の植樹帯(樹)	企業所有地内	

活動区域

- ・北九州市が維持管理する道路において、次のいずれかの条件を満たすこと

<p>植樹帯</p> <p>幅×延長</p>	<p>植樹樹</p> <p>樹面積×箇所数</p>	<p>路側帯（安全に作業可能な箇所に限る）</p> <p>目地延長※</p>
合計20㎡以上		
または		
100m以上		

※舗装と側溝・境界ブロック等の境界部、ブロック系舗装の目地など

活動回数

- ・年3回以上活動できること
- ・5年以上継続できること

市の支援

<p>サインボード設置 (企業名, ロゴ, QRコード)</p>	<p>市ホームページで 企業名を公表</p>	<p>ボランティア袋配布 ごみの回収</p>	<p>一人一花割引対象</p> <p>対象店舗で花苗や 園芸用品が5%割引</p>
--------------------------------------	----------------------------	----------------------------	---

サインボードについて

- ・設置枚数は、1枚です。
- ・設置場所及び表示内容については、認定企業と市による協議の上、決定します。
- ・掲載できるQRコードは、市がリンク先を審査し、適当と認めたものに限りです。
- ・原則、市が道路上に設置しますが、道路上に設置することが困難な場所や企業が希望する際は、企業所有地内に設置させていただく場合があります。
- ・サインボードの設置が難しい場合は、サインシート(建物壁等に貼付)に変更する場合があります。
- ・定期的に清掃や点検(破損や劣化の有無)を行ってください。
- ・年間で設置できる枚数には限りがありますので予めご了承ください。

60cm

35cm

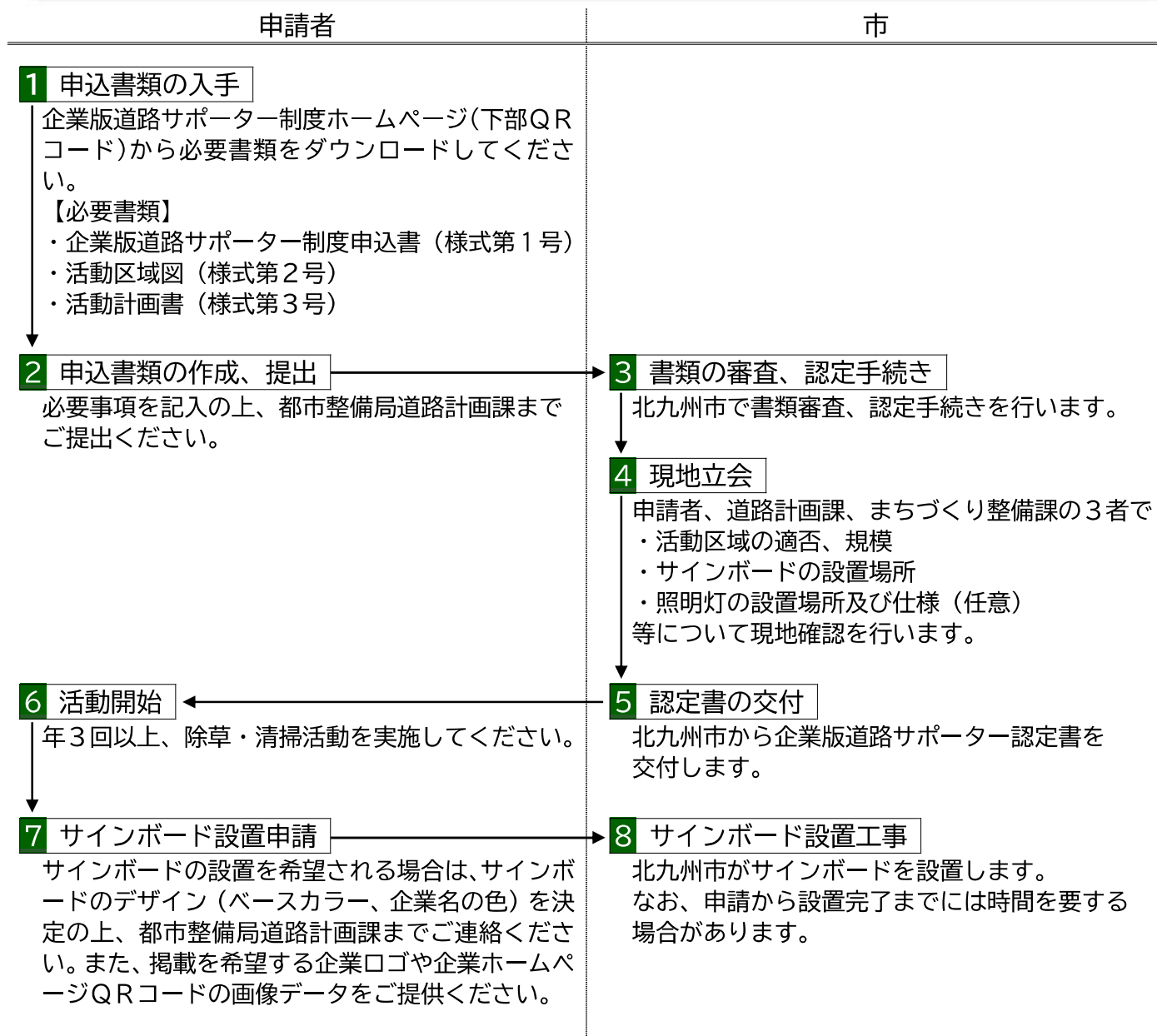
▲ 板面デザイン

▲ 設置イメージ

留意事項

- 【除草】・車道内（中央分離帯など）での作業は禁止します。
・草刈り機は使用できません。
- 【花植え】・以下の植物は植えることができません。
➢背が高くなる品種、トゲのある品種、樹木(木本類)、ツル性の植物、収穫目的の作物
- 【照明灯】・設置する照明灯については、地域の景観や安全性に配慮する必要があるため、照度、色彩、照射角度などの仕様は市と協議した上で決定させていただきます。
・設置、維持管理に要する費用、電気料金は企業に負担していただきます。
- 【その他】・本制度と北九州市道路サポーター制度の両方に登録することはできません。
既に道路サポーターの認定を受けている企業が本制度に申込みれる場合は、申込みにあわせて道路サポーターの認定を解除させていただきます。

申込み手続きの流れ



【問い合わせ先】各制度の詳細につきましては、下記までご連絡ください。

北九州市 都市整備局 道路部 道路計画課 093-582-3888

●制度内容や申込み手続きについては、以下のQRコードからもご確認いただけます。

企業版道路サポーター制度



北九州市道路サポーター制度
道路ボランティア花壇制度*



*少人数(個人)で小規模な活動を行いたい方のための制度です。

清掃用具や花苗等の支給が必要な場合はこちらの制度をご利用ください

北九州市道路サポーター制度

対象団体

- 道路の周辺に居住又は勤務する5人以上で構成された団体
(例)自治会・町内会、企業、学校、NPO、商店街組合 など

活動内容

【必須】 清掃 	点検・異状の通報 道路の穴、側溝の破損など	【任意】 花植え 歩道の植樹帯(柵)
------------------------------	---------------------------------	--

活動区域

- 北九州市が維持管理する道路において活動区域の延長が100m以上であること



活動回数

- 年3回以上活動できること

市の支援

清掃用具の支給・貸与 	花苗等の支給 年2回支給	サインボード設置(団体名) 	ボランティア袋配布 ごみの回収
散水栓設置 	市民活動保険 市の負担で保険に加入	一人一花活動サポート制度 対象店舗で花苗や園芸用品が5%割引	

留意事項

- 車道内(中央分離帯など)での作業は禁止します。
- サインボード及び散水栓の設置には一定の条件があります。
- 企業活動の一環で実施する場合、市民活動保険の対象外となります。